

別紙

道路交通法第51条の8第3項各号のいずれにも該当せず、かつ、同条第4項各号の全てに適合するときには、登録を更新する。

道路交通法第51条の8第3項第1号に該当する者

道路交通法第51条の10の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない法人

道路交通法第51条の8第3項第2号イに該当する者

破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

道路交通法第51条の8第3項第2号ロに該当する者

禁錮以上の刑に処せられ、又は第119条の2の4第2項の罪(放置行為に係る下命容認行為)を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

道路交通法第51条の8第3項第2号ハに該当する者

集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等の関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。

(注1) 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げるものをいう。

(注2) 暴力的不法行為等とは、確認事務の委託の手続等に関する規則第3条に掲げるものをいう。

道路交通法第51条の8第3項第2号ニに該当する者

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの

道路交通法第51条の8第3項第2号ホに該当する者

アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

道路交通法第51条の8第3項第2号へに該当する者

精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

道路交通法第51条の8第4項第1号に掲げる要件に適合する場合とは、

申請法人がその旨を誓約する場合等当該法人が車両、携帯電話用装置その他の携帯用無線通話装置、地図、写真機及び電子計算機等機械器具を用いて確認事務を行うものであると認められる場合をいう。

道路交通法第51条の8第4項第2号に掲げる要件に適合する場合とは、

登録申請時において、当該申請法人が2名以上の駐車監視員資格者証保有者を現に確保している場合等、当該申請法人が駐車監視員を用いて放置車両の確認等を行うものであると認められる場合をいう。

道路交通法第51条の8第4項第3号に掲げる要件に適合する場合とは、

ここでは、岡山県内に事務所を有するものであると認められる場合をいう。